

外国人を雇用する事業者の皆様へ

不法就労防止にご協力ください!

不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。

外国人の方を雇用する場合、在留カードを確認してください。

■ 不法就労のケース

- ① 密入国者、在留期限の切れた不法残留者、退去強制が決定した者が働いている。
- ② 許可を受けずに、認められた在留資格以外の仕事をしている。
 - ・ 観光目的で入国した者や留学生が、許可を受けずに働いている。
 - ・ 許可されていない内容の仕事や、許可された時間数を超えて働いている。



**外国人を雇用する際には
在留カードを確認してください!**



富野荘交番

だより

6月

城陽警察署
Tel 53-0110
富野荘交番
Tel 53-7725

大麻による検挙者が急増中!!

近年、大麻による検挙者が急増しています。府内の大麻による検挙者数は、2022年にそれまで最も多くを占めていた覚醒剤による検挙者数を初めて上回り、2024年には統計開始以降最多となる221人に上りました。

大麻の検挙者のうち、約7割を30歳未満の若年層が占め、なかでも急増しているのが20歳未満の若者です。

あなたの日常に忍び寄る
大麻は、違法で有害な薬物です。



法律の改正により、令和6年12月12日から大麻は麻薬のひとつとして、所持だけでなく、使用(施用)も法律で禁止されています。

国際電話番号による特殊詐欺が急増中!!

+1や+44などから始まる番号、たとえば
+1312345678
+44698765432

このような表示の電話には出ない、
かけ直さないよう、ご注意ください。



海外との電話が不要な方は、発信・着信を
無償で休止できます

※固定電話・ひかり電話が対象です。そのほかにも一定の条件がありますので、申込みの際にご確認ください。

お申込み・お問い合わせはこちらから

国際電話不取扱受付センター

電話番号 0120-210-364 (通話料無料)

取扱時間 オペレーター案内: 平日午前9時から
午後5時まで

自動音声案内: 平日、土日祝24時間

又は、城陽警察署(0774-53-0110)まで